

# 令和8年度富山県教育委員会免許法認定講習実施要項

## 1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、教育職員等に対し免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 主催

富山県教育委員会

## 3 受講資格

原則として、富山県内の学校に勤務する教育職員及び実習助手

※講習 No.1 は、募集状況次第で県外の学校に勤務する教育職員及び実習助手の受講を認める場合がある。

## 4 会場、日程、開設科目等

別紙「令和8年度富山県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧表」のとおり  
(文部科学省申請中のため、変更の場合あり)

## 5 受講申込手続き等

※(1)(2)の両方の手続きが必要です。どちらか一方のみの場合は、申込みをお受けできませんので、ご注意ください。

### (1) 受講申込者【インターネットから各自受講申込み】

申込期限までにインターネットから受講申込フォームに必要事項を入力し、データを送信してください。

※以下 URL 先(富山県 HP 内「令和8年度富山県教育委員会免許法認定講習の実施」ページ)に受講申込フォームを掲載しています。

<https://www.pref.toyama.jp/3001/kurashi/kyouiku/gakkou/kyouin/kj00017809.html>

### (2) 所属【受講承認一覧表の提出】

申込期限までに受講承認一覧表(別記様式1)を、所属単位で書面(公印不要、電子メールでの送付)にて提出すること。

#### ①提出方法

富山県内の公立小中学校勤務者・・・各学校で取りまとめて提出

学校→市町村教育委員会→教職員課

富山県内の県立学校勤務者・・・各学校で取りまとめて提出

学校→教職員課

富山県内の私立学校勤務者・・・各学校で取りまとめて提出

学校→教職員課

他都道府県の学校勤務者・・・各都道府県教育委員会で取りまとめて提出

個人で提出したい場合は、一度電話でご連絡ください。

#### ②提出先

富山県教育委員会教職員課企画管理係

E-mail : [akyoshokuin@pref.toyama.lg.jp](mailto:akyoshokuin@pref.toyama.lg.jp)

## 6 申込期限

令和8年6月15日(月)

## 7 受講料

徴収しない。ただし、科目によっては、資料等の実費又はテキスト代を要することがあります。

## 8 受講申込の取消し

受講申込の後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「令和8年度富山県教育委員会免許法認定講習辞退届」（別記様式2）を教職員課企画管理係（市町村立学校については、所管の市町村教育委員会を經由）へ提出してください。

## 9 受講許可

受講の許可・不許可の通知は、7月3日(金)頃にメールにて通知します。

受講希望者が定員を超えた場合は、受講を不許可とすることがあります。

また、定員を減らしたり、講義日程の変更や開催を中止したりする可能性もありますのでご注意ください。

## 10 単位の授与

各科目の単位は、当該科目について定められた授業時数の5分の4以上出席し、かつ、試験その他による成績審査に合格した者に1単位授与します。

## 11 その他

本県の特別支援教育に関する免許法認定講習については、令和2年度までは年6科目を開講していましたが、令和3年度より年3科目とし、2年間で3つの領域（知的障害、肢体不自由、病弱）の免許が取得可能となるよう、交互に科目を開講する予定です。

### 【令和8年度開講科目】

- ・第1欄 『特別支援教育の基礎理論に関する科目』
- ・第2欄 肢体領域  
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』
- ・第3欄 重複・発達領域（含む領域：視覚）  
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』

### 【令和9年度開講科目】

- ・第2欄 知的領域  
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』
- ・第2欄 病弱領域  
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』
- ・第3欄 重複・発達領域（含む領域：聴覚）  
『心理、生理及び病理並びに教育課程及び指導法に関する科目』

### 【令和10年度開講予定科目】

令和8年度と同科目

【事務担当】富山県教育委員会教職員課企画管理係

住 所：〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

T E L：076-444-3439

E-mail：akyoshokuin@pref.toyama.lg.jp